令和4年度 入札制度の変更について (令和4年6月1日)

廿日市市工事成績条件付一般競争入札の見直しについて

1 趣旨

工事成績条件付一般競争入札に参加しようとする建設業者に必要な平均工事成績評定点を、**令和4年 6月から**、次のとおり見直します。

2 改正内容

工事成績条件付一般競争入札に参加しようとする者に必要な平均工事成績評定点を77点から78点に改正する旨を公表していましたが、令和3年度の工事成績評定点及び前3年度間の平均工事成績評定点を考慮し、77.5点とします。

(令和4年度は77.5点に変更)

- (1) 参加しようとする入札と同じ工種(土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び水道施設工事の場合にあっては、当該4工種全ての工種とする。以下同じ。)の廿日市市建設工事成績評定要領(平成20年告示第128号。以下「評定要領」という。)に基づく当該入札公告日の属する前3年度間の平均工事成績評定点が、77.5点以上であること。
- (2) 参加しようとする入札と同じ工種の評定要領に基づく当該入札公告日の属する前年度の工事成績評定点に65点未満がないこと。
- (3) 当該入札公告日が4月及び5月の場合は、(1)の「前3年度間」を「前々年度以前3年度間」に、(2)の「前年度」を「前々年度」に読み替えるものとする。

3 施行期日等

令和4年6月1日以降に公告する工事成績条件付一般競争入札から適用します。

4 その他

工事成績条件付一般競争入札で求める平均工事成績評定点は、現行制度における年度ごとの工事成績を確認しながら段階的に引き上げることとしていますが、令和4年度については、令和3年度の工事成績評定点及び前3年度間の平均工事成績評定点を考慮し、令和元年度~令和3年度の3年度間の平均工事成績評定点を対象に77.5点としたうえで、段階的に引き上げを行い、令和6年度を目標に79点を目指します。